

審 査 基 準

令和4年6月24日作成

法 令 名 : 青森県財務規則
根 拠 条 項 : 第228条第3項
処 分 の 概 要 : 行政財産の使用期間の更新の許可
原権者 (委任先) : 青森県知事 (青森県警察本部長)
法 令 の 定 め : 青森県財務規則第228条第3項 (行政財産の使用期間の更新の許可)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 12日
申 請 先 : 青森県警察本部施設課管財係
問 い 合 わ せ 先 : 青森県警察本部施設課管財係 017-723-4211
備 考 :